

障がい福祉に係る法制度の概要

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (「障害者総合支援法」) について

趣旨

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて、地域社会における共生の実現に向けて、障がい福祉サービスの充実等障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、新たな障がい保健福祉施策を講ずるものとする。

法律の概要

1. 題名

- 「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」とする。

2. 基本理念

- 法に基づく日常生活・社会生活の支援が、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ計画的に行われることを法律の基本理念として新たに掲げる。

3. 障がい者の範囲（障がい児の範囲も同様に対応。）

- 「制度の谷間」を埋めるべく、障がい者の範囲に難病等を加える。

4. 障害支援区分の創設

- 「障害程度区分」について、障がいの多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示す「障害支援区分」に改める。

5. 障がい者に対する支援

- ① 重度訪問介護の対象拡大
- ② 共同生活介護（ケアホーム）の共同生活援助（グループホーム）への一元化
- ③ 地域移行支援の対象拡大
- ④ 地域生活支援事業の追加

6. サービス基盤の計画的整備

- ① 障がい福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標に関する事項及び地域生活支援事業の実施に関する事項についての障がい福祉計画の策定
- ② 基本指針・障がい福祉計画に関する定期的な検証と見直しを法定化
- ③ 市町村は障がい福祉計画を作成するに当たって、障がい者等のニーズ把握等を行うことを努力義務化
- ④ 自立支援協議会の名称について、地域の実情に応じて定められるよう弾力化するとともに、当事者や家族の参画を明確化

施行期日

平成 25 年 4 月 1 日

【補足】地域生活支援拠点等について

背景

障害者総合支援法の附帯決議を受けて取りまとめられた、「障害者の地域生活の推進に関する議論の整理」（障害者の地域生活の推進に関する検討会）では、地域における居住支援に求められる機能として5つの機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）が挙げられ、これらの機能強化を地域レベルでの取組、制度面での取組の両面から推進することとされている。

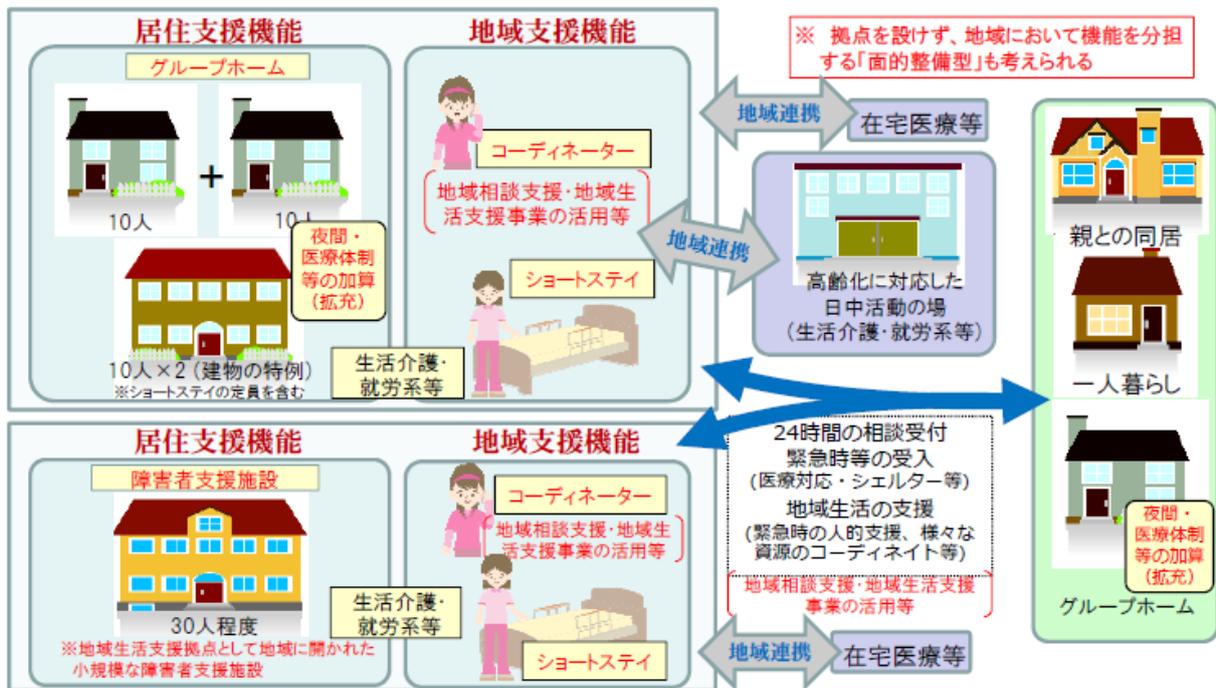
概要

地域における居住支援のための機能強化

障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、各地域の抱える課題に応じて、居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）を地域に整備していく手法としては、①これらの機能を集約して整備する「**多機能拠点整備型**」（グループホーム併設型、単独型）、②地域において機能を分担して担う「**面的整備型**」等が考えられる。

障がい児・者の地域生活支援の推進のための多機能拠点構想（地域生活支援拠点）

地域生活支援拠点として、居住支援機能と地域支援機能の一体的な整備を推進



(2) 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律 (「障害者虐待防止法」) について

趣旨

障がい者に対する虐待が障がい者の尊厳を害するものであり、障がい者の自立及び社会参加にとって障がい者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障がい者に対する虐待の禁止、国等の責務、障がい者虐待を受けた障がい者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、障がい者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障がい者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

概要

- 1. 何人も障がい者を虐待してはならない旨の規定、障がい者の虐待の防止に係る国等の責務規定、障がい者虐待の早期発見の努力義務規定を置く。**
 - ①都道府県の事業計画に記載した医療・介護の事業（病床の機能分化・連携、在宅医療・介護の推進等）のため、消費税増収分を活用した新たな基金を都道府県に設置
 - ②医療と介護の連携を強化するため、厚生労働大臣が基本的な方針を策定
- 2. 「障がい者虐待」を受けたと思われる障がい者を発見した者に速やかな通報を義務付けるとともに、障がい者虐待防止等に係る具体的スキームを定める。**
 - ① [市町村の責務] 相談等、居室確保、連携確保
 - ② [設置者等の責務] 当該施設等における障がい者に対する虐待防止等のための措置を実施
 - ③ [事業主の責務] 当該事業所における障がい者に対する虐待防止等のための措置を実施
- 3. 就学する障がい者、保育所等に通う障がい者及び医療機関を利用する障がい者に対する虐待への対応について、その防止等のための措置の実施を学校の長、保育所等の長及び医療機関の管理者に義務付ける。**
- 4. その他**
 - ①市町村・都道府県の部局又は施設に、障がい者虐待対応の窓口等となる「市町村障害者虐待防止センター」・「都道府県障害者権利擁護センター」としての機能を果たさせる。
 - ②市町村・都道府県は、障がい者虐待の防止等を適切に実施するため、福祉事務所その他の関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備しなければならない。
 - ③国及び地方公共団体は、財産上の不当取引による障がい者の被害の防止・救済を図るため、成年後見制度の利用に係る経済的負担の軽減のための措置等を講ずる。

施行期日

平成 24 年 10 月 1 日

【補足】障害者の権利に関する条約（略称：障害者権利条約）について

背景

障がい者虐待は、「障害者の尊厳を害するもの」（障害者虐待防止法第1条）に示される通り、現代社会においては、いかなる理由でも許されるものではない。このことは、障がい者の権利保障に関する世界的な基調ともいえる「障害者の権利に関する条約」（平成18年12月国連総会採択）の第16条「搾取、暴力及び虐待からの自由」にも明示されている。

趣旨

障害者権利条約は、障がい者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障がい者の権利の実現のための措置等について定める条約である。

抜粋

第16条 搾取、暴力及び虐待からの自由

- 1 締約国は、家庭の内外におけるあらゆる形態の搾取、暴力及び虐待（性別を理由とするものを含む。）から障害者を保護するためのすべての適当な立法上、行政上、社会上、教育上その他の措置をとる。
- 2 また、締約国は、特に、障害者及びその家族並びに介護者に対する適当な形態の性別及び年齢に配慮した援助及び支援（搾取、暴力及び虐待の事案を防止し、認識し、及び報告する方法に関する情報及び教育を提供することによるものを含む。）を確保することにより、あらゆる形態の搾取、暴力及び虐待を防止するためのすべての適当な措置をとる。締約国は、保護事業が年齢、性別及び障害に配慮したものであることを確保する。
- 3 締約国は、あらゆる形態の搾取、暴力及び虐待の発生を防止するため、障害者に役立つことを意図したすべての施設及び計画が独立した当局により効果的に監視されることを確保する。
- 4 締約国は、あらゆる形態の搾取、暴力又は虐待の被害者となる障害者の身体的、認知的及び心理的な回復及びリハビリテーション並びに社会復帰を促進するためのすべての適当な措置（保護事業の提供によるものを含む。）をとる。このような回復及び復帰は、障害者の健康、福祉、自尊心、尊厳及び自律を育成する環境において行われるものとし、性別及び年齢に応じたニーズを考慮に入れる。
- 5 締約国は、障害者に対する搾取、暴力及び虐待の事案が特定され、捜査され、及び適当な場合には訴追されることを確保するための効果的な法令及び政策（女子及び児童に重点を置いた法令及び政策を含む。）を実施する。

日本の批准

平成 24 年 1 月 20 日

(3) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律 (「障害者差別解消法」) について

趣旨

障害者基本法の基本的な理念にのっとり、障害者基本法第4条の「差別の禁止」の規定を具体化するものとして位置づけられており、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障がいを理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、差別の解消を推進し、それによりすべての国民が、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的としている。

法律の概要

1. 「差別的取扱い」の禁止

行政機関等及び事業者が事務または事業を行うに当たり、障がいを理由として障がい者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障がい者の権利利益を侵害してはならないものとされている。

2. 合理的配慮不提供の禁止

行政機関等及び事業者が事務または事業を行うに当たり、障がい者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合、その実施に伴う負担が過重でないときは、障がい者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障がい者の性別、年齢及び障がいの状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならないものとされている。

3. 具体的な対応

(1) ガイドライン（対応要領・対応指針）の策定

- ①行政機関等の職員のための対応要領の策定
- ②事業者のための対応指針の策定

(2) 事業主による差別解消の推進のための措置

行政機関等及び事業者が事業主としての立場で労働者に対して行う措置については、「障害者の雇用の促進等に関する法律」（1960（昭和35）年法律第123号）によることとされている。

(3) 環境の整備

行政機関等及び事業者は、必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。

4. 実効性の確保

各事業分野を管轄する主務大臣は、特に必要があると認めるときは、対応指針に定める事項について、事業者に対して報告を求めたり、助言、指導、勧告を行うことができるとされた。これに従わなかったときや虚偽の報告を行ったときは、過料が課される。

施行期日

平成28年4月1日

(4) 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律 (「障害者優先調達推進法」) について

趣旨

障害者就労施設、在宅就業障害者及び在宅就業支援団体（以下「障害者就労施設等」という。）の受注の機会を確保するために必要な事項等を定めることにより、障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進等を図り、もって障害者就労施設で就労する障害者、在宅就業障害者等の自立の促進に資する。

法律の概要

1. 国等の責務及び調達の推進

- ① [国・独立行政法人等] 優先的に障害者就労施設等から物品等を調達するよう努める責務
- ② [地方公共団体・地方独立行政法人] 障害者就労施設等の受注機会の増大を図るための措置を講ずるよう努める責務

2. 公契約における障害者の就業を促進するための措置等

- ① 国及び独立行政法人等は、公契約について、競争参加資格を定めるに当たって法定雇用率を満たしていること又は障害者就労施設等から相当程度の物品等を調達していることに配慮する等障害者の就業を促進するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- ② 地方公共団体及び地方独立行政法人は、①による国及び独立行政法人等の措置に準じて必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3. 障害者就労施設等の供給する物品等に関する情報の提供

- 障害者就労施設等は、単独で又は相互に連携して若しくは共同して、購入者等に対し、その物品等に関する情報を提供するよう努めるとともに、当該物品等の質の向上及び供給の円滑化に努めるものとする。

施行期日

平成 25 年 4 月 1 日